平成30年度 食品中の放射性物質検査結果

平成30年度は、8月末までに農産物 6検体、林産物 1検体、畜産物 22検体、水産物 6検体及び流通食品 48検体の合計 83検体について放射性物質の検査を実施したところ、基準値を超過した検体はありませんでした。

〈検査結果一覧〉

食品の分類	食品の種類	産地	検体数	基準値を超過 した検体数	備考
	取	県内産	5		
農産物	野菜類	県外産	0	0	
	穀類	県内産	0	0	
		県外産	0	0	
	飲用茶	県内産	1	0	
	食用茶	県内産	0	0	
	小計		6	0	
林産物	生しいたけ	県内産	1	0	
	乾しいたけ	県外産	0	0	
	その他のきのこ類	県外産	0	0	
	タケノコ	県内産	0	0	
		県外産	0	0	
	小計		1	0	
	原乳	県内産	17	0	
畜産物	豚肉	県内産	0	0	
		県外産	2	0	
	牛肉	県内産	0	0	
		県外産	3	0	
	鶏肉	県外産	0	0	
	鶏卵	県内産	0	0	
		県外産	0	0	
	小計		22	0	
	魚介類(海産)	県内産	3	0	
		県外産	0	0	
水産物	魚介類 (内水面)	県内産	2	0	
八连初	海藻類	県内産	1	0	
		県外産	0	0	
	小計		6	0	
県内流通食品			48	0	
合計			83	0	

(参考)

食品中の放射性物質に係る規格基準(平成24年4月1日施行)

放射性セシウム(セシウム134 及びセシウム137 の総和)は、次の表に掲げる食品区分に応じ、それぞれ同表に定める濃度を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

分類	食品の区分	濃度
飲料水	ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水)	10 ベクレル
	飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶※1)	/kg
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第 52号)第2条第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳 飲料	50 ベクレル /kg
乳児用 食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50 ベクレル /kg
一般 食品	上記以外の食品 ※2	100 ベクレル /kg

- ※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用する。
- ※2 乾しいたけ、乾燥わかめ等原材料を乾燥したものを通常水戻しして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態及び水戻しを行った状態の両方に基準値を適用する。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油脂の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用する。